

Three overlapping yellow circles are positioned in the center of the slide, behind the main title text.

令和元年度第2回

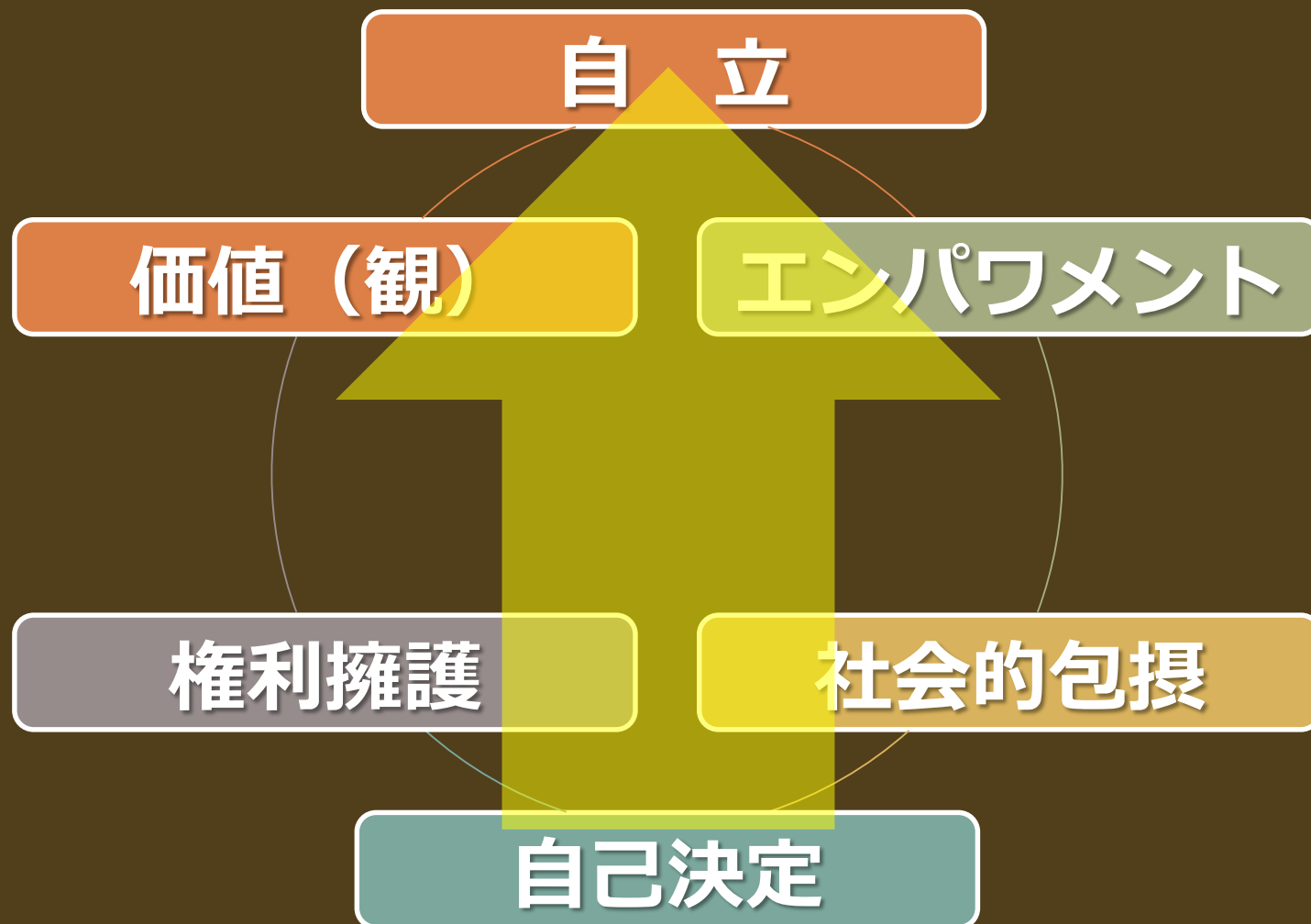
留萌圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

留萌圏域障がい者総合相談支援センターうえるデザイン 地域づくりコーディネーター 小野 尚志

- ・利用者が自立した日常生活を営むことができる
- ・人々のエンパワメントと解放
- ・社会的包摂の実現
- ・すべての人々が自己決定に基づく生活を送れるよう権利を擁護
- ・すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在である

【条例】
【グローバル定義】
【日本における展開】
【日本における展開】
【倫理綱領（改訂案）】

対人援助における 大切な視点



自立とは、依存先の分散

依存：他に頼って存在、または生活すること。

分散：ばらばらに分かれること。散っていること。ちらばり。

※ちなみに、医学的定義では、何かしらの問題が起きているのにも関わらず、「ある特定の物質の使用」に関してほどほどにできない状態に陥る状態を依存症と呼びます

依存先としての「い」場所

『い』場所とは…

利用する方々それぞれの

生（生命／生存）…危機介入

居（居住／存在）…アイデンティティの確立

活（活動／活躍）…trial and error(試行錯誤)

を保証することを目的とした

【人・場・仕組み】のこと

自己決定のロジック

- ① 決定を下支えする十分な体験や経験（決定する経験）があり、 **価値（観）**
- ② 決定に必要な情報の入手・理解（統合）・保持・比較・活用がなされ、 **合理的配慮**
- ③ 決定した意思が表出できるという流れが想定できる  **「い」場所の保証** こと

「平成25年(2013年)6月5日 全国知的障害者関係施設長等会議 第二分科会 資料」より引用

合理的配慮と その具体例

合理的配慮とは、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。

2016年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称、「障害者差別解消法」)により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになりました。



読み書きが困難な方に

文字の読み書きが困難な方が、タブレットや音声読み上げソフトで学習できるようにする。



移動が困難な方に

肢体不自由の方が自力で移動できない場所に、スロープやエレベーターを設置する。



指示理解が困難な方に

複雑な指示理解が難しい方に、指示を1つずつ分けて伝えたり、イラストを駆使して説明する。



疲労・緊張しやすい方に

疲労や緊張が大きい方のために、休憩スペースを設けたり、業務時間等を調整する。

合理的配慮 = 合意的配慮

合理的配慮とは、当事者との合意の上に成り立つもの

合理的配慮を受けることは、障害のある当事者の方の権利です。ですが、**必要な合理的配慮は人や場面によって異なる**ため、配慮を必要とする本人が個々の場面で意思表示をする必要があります。

行政機関の窓口、学校の先生や職場の上司・同僚、お店や公共交通機関の従業員や責任者などに対し、自分がどんな場面で何に困っていて、どんな配慮を必要としているか具体的に伝えることが大切です。

ただし、言葉が不自由であるなど、様々な理由で、障害のある本人が意思表示をすることが難しい場合もあります。その場合は、家族や介助者など、その人のコミュニケーションを支援する人が、本人のために意思表示をしてもかまいません。

また、家族や介助者がいない場合でも、本人が配慮を必要としていることが明白ならば、周りの人々から、必要な配慮についての提案や対話をすることが望ましいです。

“Nothing About Us
Without Us”
「私たちを抜きに、私た
ちのことを決めないで」

ただ単に弱者として保護され、障害のない人達から自分たちの人生を決められるのではなく、自分の生き方を主体的に選び実現していきたい。そんな、障害のある当事者の方々の願いを象徴する言葉です。

合理的配慮を実行する過程でも、配慮を必要とする**本人の意思表示**が重要だとされています。障害のある人も、一人の市民として当たり前に分たちの人生を選んでいく権利がある。こうした大前提を踏まえて、合理的配慮を考えていくべきでしょう。